

名古屋市放課後子どもプラン(仮称)

モデル事業実施計画 (改正版)

平成 21 年 10 月

名古屋市

目 次

1	名古屋市放課後子どもプラン(仮称、以下「仮称」略)モデル事業の位置づけ	
(1)	名古屋市放課後子どもプランモデル事業の位置づけ	1
(2)	モデル事業の実施	1
(3)	モデル事業の検証	1
2	モデル事業の実施内容	
(1)	事業内容	1
(2)	開設日と活動時間	2
(3)	子どもたちの過ごし方	2
3	モデル事業の対象児童	
(1)	事業の対象児童	3
(2)	モデル事業の定員	4
(3)	登録の時期と方法	4
(4)	障害児への対応	5
4	モデル事業の実施施設	
(1)	設備・備品	5
(2)	専用スペース	6
5	モデル事業の運営	
(1)	運営スタッフの役割・資格と配置	6
(2)	運営スタッフの身分・採用・処遇・研修	7
(3)	運営における学校との関係	8
(4)	運営における保護者との関係	8
(5)	運営における地域との関係	8
(6)	安全対策等	9
(7)	要望・苦情への対応	9
(8)	運営連絡会	9
	9	
6	モデル事業の保護者負担	
(1)	保護者負担の考え方	10
(2)	保護者負担の方法	10
7	モデル事業の実施校	11

1 名古屋市放課後子どもプラン(仮称、以下「仮称」略)モデル事業の位置づけ

(1) 名古屋市放課後子どもプランモデル事業の位置づけ

名古屋市放課後子どもプランは、トワイライトスクールと留守家庭児童健全育成事業のよい面を取り入れながら、すべての子どもたちが豊かで健やかに放課後を過ごすことができることをめざすものである。

名古屋市放課後子どもプラン創設にあたっては、学校や保護者、地域との緊密な協力関係を築くとともに、新たに名古屋市放課後子どもプランモデル事業(仮称、以下「モデル事業」という)を実施し、その検証・評価を行いながら計画的に進めていくものとする。

(2) モデル事業の実施

『子どもたちの豊かな放課後』の基本的な考え方(以下、「基本的考え方」という)に基づき、モデル事業の実施主体は名古屋市とし、運営主体は事業運営を円滑に実施できる法人格を有する団体等とする。

(3) モデル事業の検証

モデル事業は、トワイライトスクールと留守家庭児童健全育成事業の内容を継承・発展していくことや、そのための運営のあり方について検証・評価し、実施する地域の様々な状況に対応しながら、名古屋市放課後子どもプランを創設していくための取り組みである。

このため、検証する項目としては、「基本的考え方」に示されているとおり、第一にトワイライトスクールの継承・発展や、放課後児童健全育成事業の実施内容、子どもや保護者の満足度などの事業の内容、第二に、開設スペース、開設時間、スタッフ体制、事業経費など運営のあり方、第三に、地域や保護者、学校との関係など条件整備について行うこととする。

2 モデル事業の実施内容

(1) 事業内容

モデル事業は、すべての子どもに「遊び」「学び」「体験」「交流」「生活」の場を提供するとともに、昼間保護者が家庭にいないことなどにより子育てへの援助を希望する家庭の子どもについては、あわせて、より生活に配慮した取り組みを行うものとする(以下、この取り組みを「選択事業」という)。モデル事

業に参加するすべての子どもは、モデル事業への登録を行い、子育てへの援助を希望する家庭の子どもは、加えて「選択事業」への登録を行う(以下、この子どもを「選択登録児童」という)。

(2) 開設日と活動時間

モデル事業の開設日は、日曜日、祝日、年末年始などを除く毎日とし、新1年生も4月1日より受け入れる。

長期休業期間中及び土曜日以外(以下、「平日」)の活動時間は、放課後から17時までとする。ただし、選択登録児童の活動時間は19時までとする。

長期休業期間中及び土曜日の活動時間は、10時から17時までとする。ただし、選択登録児童の活動時間は8時から19時までとする(以下、すべての参加児童が活動する時間を「基本時間帯」、選択登録児童のみが活動する時間を「延長時間帯」という)。

また、急な事情により、選択登録児童以外の児童が一時的に延長時間帯まで利用できるしくみ(以下、この利用を「一時利用」という)を整える。

(3) 子どもたちの過ごし方

① モデル事業への参加

モデル事業への参加にあたっては、すべての参加児童は参加票を、選択登録児童は加えて連絡帳を運営スタッフに提出し、所定のロッカーに荷物等を収納する。運営スタッフは、出席状況や児童の様子等を把握し、子ども指導員は連絡帳を受け取り、保護者からの連絡の有無や内容を確認する。選択登録児童が、予めの連絡無く欠席した場合は、保護者や学校へ欠席理由等の確認を行う。

② 基本時間帯の子どもへの対応

- ◎ 子どもたちの創意工夫を生かした自由遊びを中心に、遊び・学び・体験・交流に取り組むことにより、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育む。
- ◎ 地域や異世代・親子の交流、学習、趣味などにかかわる活動など、地域の実情に合わせて工夫した活動プログラムを実施する。
- ◎ 生活の場としての活動も盛り込み、誰もが基本的な生活習慣を身に付ける機会としても生かす。
- ◎ 活動面を重視した取り組みはプレイルームで実施し、ライフルームでは一人ひとりの子どもの状況に応じて、情緒の安定を図るために必要な休息やくつろぎの場とするなど生活を重視した取り組みを行う。
- ◎ 基本時間帯の終了にあたっては、後片付けや清掃活動を実施するととも

に、運営指導者と地域協力員は、帰宅児童に対応し、子ども指導員は、選択登録児童の延長時間帯の取り組みの準備を行う。

- ◎ 長期休業期間中及び土曜日の昼食については、参加するすべての子どもについて、うがいや手洗いなどの準備を行い、それぞれ持参した昼食をとった後、後片付けを行う。

③ 延長時間帯の子どもへの対応

延長時間帯では、選択登録児童を対象とした取り組みを実施する。平日の17時から19時については、おやつを食べた後、各自自由に過ごすほか、一日のまとめや帰りの会を行うなど、家庭へとつなぐ取り組みを行う。

長期休業期間中や土曜日の8時から10時については、健康状態の観察や宿題などの学習活動を行い、17時から19時については、おやつを食べた後、読書や一日のまとめ、家庭へとつなぐ取り組みを行う。

家庭へとつなぐ取り組みにおいては、必要に応じて連絡帳などを活用し、子ども指導員を通じて、児童の様子などの情報を保護者に提供する。

④ おやつ・長期休業期間等の食事への対応

- ◎ おやつは、選択登録児童に提供する。提供時間は17時を目安とし、実費を徴収する。
- ◎ 長期休業期間や土曜日の昼食は、弁当持参とする。
- ◎ 食事作りは、安全・衛生上の配慮等から原則として行わない。体験活動等のプログラムとしておやつ作り等を行う場合は、衛生上の対策及び学校との調整を徹底する。

⑤ 校外での行事や日常生活における外出への対応

公園等学校外での活動については、運営スタッフとともに行う。このほかの活動時間帯における子どもの外出については、安全確保の観点から、原則として、認めないこととする。

3 モデル事業の対象児童

(1) 事業の対象児童

名古屋市放課後子どもプランは、名古屋市内の小学校に通うすべての子どもを対象として実施するものであり、モデル事業の対象とする児童は、原則としてモデル事業実施学区に在住する児童とする。

「選択事業」への登録は、昼間保護者が家庭にいないことなどにより子育てへの援助を希望する家庭の子どもで、原則として小学校1年生から3年生までの子ども及び健全育成上指導を要する子どもを対象とする。ただし、定員に余裕がある場合には、4年生から6年生の子どもも受け入れることとする。

(2) モデル事業の定員

「選択事業」の定員は、厚生労働省の放課後児童クラブガイドラインとライフルームの面積を考慮し、実施校毎に運営主体と協議の上、実施主体が設定する。

(3) 登録の時期と方法

① 登録の受付

モデル事業への登録は、運営主体がモデル事業への登録及び「選択事業」への登録それぞれの事業内容を記載した募集案内等を作成し、モデル事業実施校の運営指導者がその受付を行う。募集にあたり、運営指導者は、実施校の協力を得て、全児童への配布や保護者への説明会開催などにより広く周知を図るものとする。

② 登録の時期

登録の時期について、新1年生は入学説明会等において、在校生は3学期に説明等を行い、以後3月初旬までに登録することとする。なお、年度途中においても随時受付を行うが、「選択事業」の随時受付は定員に余裕がある場合に実施する。

③ 登録の方法

- ◎ モデル事業への登録にあたって、保護者はモデル事業への登録申込書を運営指導者に提出する。さらに「選択事業」への登録を希望する場合は、登録希望の事由を記した「選択事業登録申込書」に記入し、提出する。
また、登録にあたっては、緊急の場合に備えるため、必要性に応じ、児童の健康状態や連絡先等についての個人票の作成を保護者に依頼する。
- ◎ 「選択事業」への申し込みが定員を超える場合は、保護者が就労していることや就労の準備をしていることなど、実施主体の定める要件に該当する保護者の監護する児童を優先する。なお、登録の決定及びその方法は、運営主体と実施主体の協議によって定めるところにより行う。
- ◎ 「選択事業」への対象児童の申し込みが定員に満たない場合には、4年生以上の児童も登録できることとする。
- ◎ モデル事業の登録期間は年度単位とする。

(4) 障害児への対応

① 障害児施策全体の中での考え方

障害児への支援は、子どもとしての育ちを支えていくとともに、障害があることについての専門的な支援を行うことが必要である。放課後や長期休業中の障害児の支援にあたっては、社会に適応していくための訓練や指導の機能をもつ居場所が整備されることと合わせ、障害の有無にかかわらず、様々な子どもが互いにふれあう中で育つ場を確保することが大切である。前者の機能については、「児童デイサービス」や「障害児デイケア事業」による対応が望まれるものであり、モデル事業では、様々な子どもが地域で互いにふれあう場としての役割を担うものとする。なお、それぞれの事業の在り方については、「障害児デイケア事業」の実施状況とあわせ、さらに検討を進めていくものとする。

② 受け入れについて

受け入れにあたっては、本人及び保護者の意向、受け入れ態勢などを考慮して個別に対応することとし、その判断にあたっては、運営主体と実施主体が学識経験者等専門家の意見を聴取して行う。

③ 運営スタッフの体制

障害児の受け入れにあたっては、トワイライトスクールや留守家庭児童健全育成事業の現状をふまえて、子どもの参加状況や施設の状況等を総合的に勘案して、子ども指導員等を加配する。

また、運営スタッフについて、障害についての必要な知識の習得や実践的な指導技術に関する援助方法の研修を行うなど、運営スタッフの資質の向上を図る。

4 モデル事業の実施施設

(1) 設備・備品

子どもたちが、「遊び・学び・交流・体験・生活」の場として過ごす事業の役割をふまえ、安全・衛生面に配慮し、子どもたちが安心して日々の活動や生活を送ることができるようにするとともに、選択登録児童にとっては、毎日、長時間を過ごす場となることに配慮した設備・備品の整備を行う。

◎ 児童の使用施設については、その機能として、生活面を重視した部屋（ライフルーム）と活動面を重視した部屋（プレイルーム）を設ける。

- ◎ 子どもが体調の悪い時などに休息できるスペースを確保する。
- ◎ 事業に関わる事務を行うための事務スペース及び設備・備品を整備する。

(2) 専用スペース

生活面を重視したライフルームは、一人ひとりの子どもの状況に応じて、情緒の安定を図るために必要な休息やくつろぎの場として、参加する児童の利用に供するものであり、選択登録児童にとっての生活の場としての機能をもつものとして設置する。

5 モデル事業の運営

(1) 運営スタッフの役割・資格と配置

① 運営体制

- ◎ 運営指導者のもとに、子ども指導員・地域協力員を配置する。
- ◎ 安全面への配慮や事業の円滑な運営のために、常時複数の運営スタッフを配置することとし、その人数については、実施主体が提示する基準により行う。
- ◎ 運営スタッフ共通の役割は次の通りとする。
 - 遊びや諸活動を通じて、子どもの自主性・社会性・創造性を育む。
 - 危険から子どもを守るとともに、子どもが自らを守りお互いを守る力を育てる。
 - 地域社会の中で、子どもの生活が円滑にすすめられるよう支援する。

② 運営指導者の役割・資格

運営指導者は、モデル事業全般を総括する。その役割は次のとおりとし、教育的識見を有し、地域・学校と十分に連携・調整を図り事業を円滑に行うことができる者がこれにあたる。

- ◎ 運営スタッフ同士が常に情報交換を行い、共通理解を図りながら相互に協力して事業を実施し、その向上をめざすチームの形成を図る。
- ◎ 事業の運営状況の全体を把握し、運営スタッフの意識形成や効率的な配置を行う。
- ◎ 地域協力員の確保・登録を行う。
- ◎ 活動プログラム等を企画する。
- ◎ 学校や地域の関係機関・団体との連携を図る。
- ◎ 一人ひとりの子どもの状況を把握し、子どもと安定的に継続的なかわ

りがもてるようにする。

③ 子ども指導員の役割・資格

子ども指導員は、活動や生活の指導や援助、保護者に対する子育て支援を行う。その役割は次のとおりとし、保育士や教員の資格をもつ者など、児童福祉施設最低基準第 38 条に定める「児童の遊びを指導する者」がこれにあたる。

- ◎ 一人ひとりの子どもの生活への援助を専任として行う。
- ◎ 一人ひとりの子どもの状況を把握し、子どもと安定的に継続的なかわりがもてるようにする。
- ◎ 必要な基本的生活習慣を習得することを援助する。
- ◎ 昼間保護者が家庭にいないことなどにより、子育てへの援助を希望する家庭の子どもを生活を支え、保護者に対する子育て支援を行う。

④ 地域協力員の役割・資格

地域協力員は、子どもたちの活動の相手となり、身近な大人として子どもに接する。その役割は次のとおりとし、子どもの健全育成に理解のある地域の方々がこれにあたる。

- ◎ 子どもの活動を見守り、指導、援助を行う。
- ◎ 子どもとのコミュニケーションを図り、地域の大人と子どもとの信頼関係をつくる。
- ◎ 子どもとの地域での日常的なふれあいを生かし、子どもの活動を支援する。

(2) 運営スタッフの身分・採用・処遇・研修

- ◎ 運営スタッフのうち、運営指導者と子ども指導員については、運営主体となる法人格を有する団体等の職員、嘱託員等とする。
- ◎ 地域協力員については、名古屋市放課後子どもプランが地域の協力のもとに進めることを趣旨としていることをふまえ、モデル事業を地域で支えるボランティアスタッフとしてお願いする。
- ◎ 運営スタッフの処遇については、実施主体が、トワイライトスクールにおける運営スタッフや本市嘱託職員の状況等をふまえて提示する基準に基づき、運営主体が定める。
- ◎ 運営スタッフの採用にあたっては、モデル事業が地域や学校の協力のもとに行われることをふまえて実施主体が提示する考え方に基づき、運営主体の定める方法により行う。
- ◎ 運営スタッフについては、それぞれの役割をふまえた研修を行う。

(3) 運営における学校との関係

- ◎ 子どもの生活の連続性を確保するために、学校との連携を積極的に図るものとし、子どもの下校時刻の確認、年間計画や行事予定等の交換、子どもの病気・事故の際の連絡・連携、行事への参加、不審者情報の共有など、子どもの安全などについて、情報の交換・共有に取り組むものとする。
- ◎ 学校との情報交換にあたっては、運営主体と学校の間で、個人情報の保護や秘密の保持についての取り扱いを確認のうえ行う。
- ◎ 部活動を含め、学校教育活動に支障が生ずることのないように配慮しながら、子どもたちの生活と活動の幅が広がるように、運動場・中庭や体育館、図書室などの特別教室の利用について、学校との連携・協力を図る。

(4) 運営における保護者との関係

- ◎ 子どもを育てる第一義的な責任は保護者にあることをふまえ、子どもへの支援とともに、子どもが健全に育つ場として家庭がその役割を果たしていくことができるよう支援することにより、保護者と運営スタッフとが連携・協力して子どもの育成を図るものとする。
- ◎ 保護者の子育てについての悩みや不安などについての相談に応じ、必要な助言や支援を行うとともに、必要に応じて市の担当所管部署や専門機関と連携する。
- ◎ 事業の内容を保護者に積極的に伝えて理解を深めるとともに、保護者が事業に参画する機会を設けることにより、保護者との信頼関係を築く。あわせて、保護者同士が交流して相互理解を深める場を設け、互いに協力して子育てのできるよう支援を行う。

(5) 運営における地域との関係

- ◎ 名古屋市放課後子どもプランの推進にあたっては、地域のより多くの大人たちが、子どもを守り育てようとの気持ちを持って、様々な活動に協力いただくことにより、地域ぐるみで地域の子どもを支えることが大切であり、こうした地域との連携・協力を努めるものとする。
- ◎ 子どもたちは、地域で生活し、地域に育てられるという観点に立ち、遊びや体験活動の場として地域の公園や公共施設を利用するなど、日常的な活動の中での連携・協力を図るとともに、子どもの病気や事故、トラブルなどに備えて、日ごろから地域の医療・警察・保健・福祉等の関係機関と連携に努める。

(6) 安全対策等

- ◎ 日常生活・活動の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性を確保するとともに、子ども自身が安全に配慮した行動を学習・習得できるように努める。
- ◎ 感染症の予防や健康維持のため、手洗いやうがいの励行、施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底する。また、地域・学校で発生している感染症に関する情報を積極的に収集し、保護者に情報提供することに努める。
- ◎ 災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるように、施設設備や地域環境の安全点検、運営スタッフ間並びに関係機関との安全確保に関する情報の共有等に努める。
- ◎ 子どもの来所・帰宅時の安全確保のために、保護者との連絡、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有等の取り組みに努めるとともに、安全確保についての子ども自身の学習への支援を行う。
- ◎ 感染症、災害などが発生した場合の緊急時については、子どもの状況等について保護者にすみやかに連絡を図るとともに、実施主体に情報を迅速に報告し、関係機関に情報を伝達するなど必要な措置をとる。
- ◎ 各実施校においては、上記事項に留意した安全対策マニュアルを作成し、運営スタッフ間での共通理解を図る。

(7) 要望・苦情への対応

モデル事業の実施にあたっては、保護者からの要望や苦情に適切に対応するため、その手順や体制等を整備し、迅速な対応を図るように努める。

(8) 運営連絡会

事業の円滑な実施のため、モデル事業実施校に運営連絡会を設置する。運営連絡会は、学区の諸団体より推薦を受けた者(区政協力委員、民生委員・児童委員、子ども会、女性会、PTA等)、学校代表(校長、教頭)、運営指導者等により構成し、事業全般についての意見交換などを行い、運営スタッフはその意見の運営への反映に努めるものとする。

6 モデル事業の保護者負担

(1) 保護者負担の考え方

- ◎ 「選択事業」および「一時利用」の実施にあたっては保護者負担を導入し、その額については他都市の状況等をふまえ、実施主体が定める。保護者負担の導入にあたっては、必要な減免措置もあわせて実施する。
- ◎ 「選択事業」については、「基本的考え方」に基づき活動時間の延長として、延長時間帯の設定を行うとともに、日々の生活への援助として次の取り組みを行う。
 - ① 昼間保護者が家庭にいないことなどによる子育て援助
 - ・急な傷病等における保護者帰宅までの対応
 - ・暴風警報等における安全確保のための対応
 - ② 継続的・長時間参加している児童についての保護者との共通理解の形成
 - ・必要に応じて、連絡帳などを活用した保護者と運営スタッフの情報の共有
 - ・個人懇談の開催などによる保護者と運営スタッフの共通理解
 - ③ おやつ提供(おやつ代は別途実費)
- ◎ 「選択事業」は、上記の取り組みを一体として行うものであり、保護者負担はこの取り組み全体を対象として導入する。
- ◎ 「選択事業」の実施にあたっては、子ども一人ひとりの出欠や心身の状況を把握し、必要な場合は保護者に対して迅速に連絡をとることが必要であり、特に異変がない場合であっても、子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を図る。
- ◎ 「選択事業」における保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用する。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、たより、個人懇談など様々な方法を有効に活用する。
- ◎ モデル事業の実施にあたっては、選択登録児童にとって安心感・くつろぎを感じ、ありのままの自分で過ごすことのできる居場所となるよう活動内容を工夫する。

(2) 保護者負担の方法

- ◎ 「選択事業」における保護者負担は、昼間保護者が家庭にいないことなどにより子育てへの援助を希望する家庭の子どもについて、日々の生活への援助を継続的に行うものであり、原則として年間を通しての参加を想定しているところから、年額で算定し、その徴収に関しては、保護者の状況の変化に対応した月単位の入退所に配慮し、月額で行う。

なお、「一時利用」における保護者負担については、日単位で別途徴収する。

- ◎ 保護者負担金の徴収は納付書等の方法によるものとする。

7 モデル事業の実施校

モデル事業は、学校や地域、保護者と連携・協力する関係を築き、地域の様々な状況に対応しながら、トワイライトスクールと留守家庭児童健全育成事業それぞれのよい面の継承・発展を検証しつつ、名古屋市放課後子どもプランを創設していくための取り組みである。

このため、モデル事業実施学区については、第一に、留守家庭児童育成会を含む地域や学校の理解を得ること、第二に、放課後児童健全育成事業とトワイライトスクールを地域で一体的にすすめるという、名古屋市放課後子どもプランの趣旨を生かすこと、第三に、それぞれの地域の状況に対応しつつ取組みをすすめること、を基本的な考え方として実施学区を選定するものとし、以下の類型により実施主体が選定をすすめる。

- ① トワイライトスクール時間延長モデル事業実施学区
- ② トワイライトスクール、留守家庭児童健全育成事業がともに実施されている学区
- ③ トワイライトスクールが実施され、留守家庭児童健全育成事業が実施されていない学区